

研究企画委員会に関する内規

平成 22 年 11 月 19 日理事会承認

平成 22 年 12 月 17 日理事会承認

1. 研究企画委員会の目的

- (1) 本会に、船舶及び海洋工学、その他一般海事に関する学術技芸の研究など本会の目的を達成するために必要な特定事項の調査、研究を企画、評価するため研究企画委員会を設ける。
- (2) 研究企画委員会は、本会の研究活動を主体的に推進すると共に、次条で規定する分野研究企画部会を総括し、学会全体としての研究活性化戦略を企画・推進する。

2. 分野別研究企画部会の設置

- (1) 研究企画委員会に分野別の分野研究企画部会を設置する。
- (2) 分野研究企画部会は当該分野の研究活動全般を企画、推進する。

3. 研究企画委員会の業務

- (1) 研究企画委員会は、本会に必要な調査、研究を行うための研究委員会の設置を理事会に上申する。
- (2) 研究企画委員会は、事業の完了した研究委員会の報告書を評価し、その結果を理事会に上申する。
- (3) 研究企画委員会は、以下の事項を担当する。
 - a) 分野研究活動の取り纏め
 - 分野の追加・統廃合に関する審議
 - 分野研究企画部会の運営方法に関する審議
 - 分野研究企画部会への運営費の配分
 - 分野研究企画部会による活動評価結果の審議・調整
 - 研究委員会及び研究会の設置・解散に関する審議
 - b) 分野横断型研究事業の企画・推進
 - c) 重点研究課題の選定
 - d) 他学会との連携、外部資金の導入など、学会の対外的事業の推進
 - e) 学会の研究活動全般に関する広報
 - f) その他、総合的な研究活性化案及び研究戦略の検討
 - g) 船舶海洋技術賞（吉識賞）及び船舶海洋工学会奨励賞（乾賞）の推薦
- (4) (3) a)の分野研究企画部会の運営費は、当該分野の研究委員会補助金、研究会補助金及び分野研究企画部会補助金の総額であり、研究企画委員会が決定する。研究委員会及び研究会への補助金配分方針は、それぞれに関する内規に別途定める。
- (5) (3) c)の重点研究課題は、研究委員会の中から特に重要と思われる研究課題に補助金を追加配分するものであり、その選定手順は、研究委員会に関する内規に別途定める。
- (6) (3) g)の各賞候補の推薦手順は、各賞に関する内規に別途定める。

4. 研究企画委員会の運営

- (1) 研究企画委員会は、理事及び各分野研究企画部会により会員の中から推薦された2名の委員により構成する。
- (2) 委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。
- (3) 委員の任期は2年とし、連続2期4年を限度とし、65歳以上では任命されない。
- (4) 担当理事が委員長を担当する。
- (5) 研究企画委員会に広報担当を置く。広報担当は本会情報管理委員会の協力を得て研究活動情報を広報する。

5. 分野研究企画部会の分野及び業務

- (1) 分野研究企画部会は、<性能・運動> <構造・強度、材料・溶接> <工作> <設計・艤装> <海洋工学・海洋環境> <情報技術>の6分野とする。
- (2) 分野の追加、統廃合は研究企画委員会の提案に基づき、理事会にて決定する。
- (3) 分野研究企画部会は、当該分野の研究委員会・研究会の企画・運営・予算管理と研究活動活性化に関わる以下の事項を担当する。
 - a) 研究委員会及び研究会の企画・立案と研究企画委員会への提案
 - b) 設置が認められた研究委員会、研究会及び分野研究企画部会の予算管理（ただし支部所属研究会の予算管理は除く）
 - c) 研究委員会及び研究会の活動内容の評価と研究企画委員会への報告
 - d) 支部所属研究会の活動状況のモニタリングと研究企画委員会への報告
 - e) 講習会・シンポジウムの企画・運営
 - f) その他、当該分野に関わる研究活性化事業の企画・推進
- (4) 分野横断型の研究委員会及び研究会は、主担当分野の分野研究企画部会が責任を持つ。

1. 分野研究企画部会の運営

- (ア) 分野研究企画部会は各支部から2名以上、合計10名以内を原則とし、会員より選出された委員により構成する。
- (イ) 委員は理事会の議を経て会長が委嘱する。
- (ウ) 委員の任期は2年とし、原則として連続2期4年を限度とする。ただし、研究企画委員会の承認があれば、任期を延長できる。また、65歳以上では任命されない。
- (エ) 分野研究企画部会に部会長を置く。部会長は委員の互選とする。
- (オ) 企業側委員も積極的に参加し、産学連携による研究項目の掘り起こしに注力するものとする。

2. 調査研究の受託

研究企画委員会は、必要な調査研究課題を解決するために、研究参加負担金あるいは研究委託金を受けて外部機関の参加を募ることができる。本件の運用については別途「外部資金による調査研究事業の運用に関する内規」に定める。

3. 年度報告

研究企画委員会及び分野研究企画部会は、年度末に研究委員会報告（研企委様式1）を理事会に提出する。

附 則

- (1) この内規は、平成22年11月1日から施行する。
- (2) この内規の変更は、理事会の承認のあった日（平成22年12月17日）から施行する。